# 奥出雲の鉄師ト藏家の鉄山について

#### しめこ

佐 竹 昭

性に欠けるところがあった。が私的所有に転化された、などと推測するにとどまり、

近年になって、相良英輔や筆者らによる出雲の代表的鉄師な年になって、相良英輔や筆者らによる出雲の代表的鉄師を限定した享保十一年(一七二六)の鉄方法式実施までに、でにそれぞれ主要な鉄山の購入を果たしていたことも判明さでにそれぞれ主要な鉄山の購入を果たしていたことも判明と、先の理解では不十分なことが明らかになった。

行論の関係上、これまでに判明した鉄山売買とその集積の性を初めとして同じく三五件(小規模鉄山含む)の購入である。六四九)を初めとして同じく二六件、田部家では寛文十三年保十一年まででは一五件の鉄山購入、櫻井家では慶安二年(一ちなみに、絲原家では寛文四年(一六六四)を初めとし享

少し長くなるが以下に概観しておきた

的

御

けではなかった。 はじめているが、必ずしもその後の成長が約束されてい 浮沈を繰り返している。 営に失敗すればたちまち取り潰されるなど、幾人もの鉄 担に耐えられず鉄師に売却、さらにそれを買得した鉄 村の有力者が寄合で所持・経営する鉄山が多く、 せない場合など、藩によって処罰され、 永代に売り渡すような例が多い。そのころはまだ村あ (しばしば裏書きを伴う)で負債を肩代わりする者へ鉄 寛文・延宝期までは、経営に失敗して藩への諸負担を果 右の三家はこの段階で鉄山 あるいはその 藩への を買得し 師 る たわ 師が も経 諸負 指 (V Ш は を 令 た

密着ぶりは、 うの安定化をはかった政策であった。 的な有力鉄師のもとに鑪株として鑪・鍛冶屋を固定し、 る。 力・経営力を持った専業的鉄師が台頭してくる姿を示してい 送風装置の天秤吹子の発明普及による生産伸張のなか、 うように絲原家や田部家の鉄山買得も急増する時期である。 れるようになり件数も大きく増加する。先行した櫻井家を追 他人持ち鉄山・ やがて元禄期になると、 松江藩による享保十一年の鉄方法式は、このような専業 この段階から本格化したのである。 腰林や鉄穴の利用権も配分してその 売買は所持者どうしの相対で行 後世の藩権力と鉄 1/1 ・っそ 師 周辺 技術 0 わ

ところで、

幕領や他の諸藩では広大な山林の下

地 からの

私

家は右に述べたように享保の鉄方法式で鑪株を認められ

雲町)

かったというべきであろう。 かったのである。むしろ松江藩では鉄山の藩有化を果たせな で巨大山林地主が出現することになった。その意味では維新 私有に問題はなく江戸時代の規模をそのまま引き継ぐかたち 売り証文が存在し、鉄師がそれを所持している場合、 ほか、古くは郡奉行や鉄奉行が裏書きまでして保証 では官林化されることになる。しかし松江藩では郡方役人の たとえ広大な山林を利用していたとしても、 際に占拠地域を私的所有に転化させるような事情は .建山を年季を定めて利用させることが多い。その場合は 所持を認めることはまれで、 必要な場合は、 明治の地 例えば した永代 租 元 元々な

0)

それとは別に技術力・経営力を備えた専業的鉄師という新た 師も右の三家と同様にとらえることができるのであろうか。 衛、 で鑪株を認められた鉄師は、仁多郡だけでもほかに卜藏甚兵 な性格を物語っているようである。しかし、享保の鉄方法式 を買得によっている。 も述べたようにこの三家はいずれもその所持鉄山のほとんど 以上が鉄山売買と集積についての概観であるが、これ 杠又右衛門、伊豆屋六兵衛がおり、 ような問題を考える上で、仁多郡竹崎村 三家とも古い由緒を持つ家であるが はたしてこれ らの鉄 まで

近 格的研究に取り組んだ高見誠司も、 ままである。 同家経営の 証文を多く伝えて た有力鉄 鉄山証文) 世前期 研 究が進んでい のト 師 であ 研究のなかで中世以 が伝わることを紹 藏家の姿を明らかにする試みはなお手つか ŋ いるが、 な い® 鉄山 「横 .買得等の経緯を示す近 早くその規模を失っ 田 介 し、 <sup>(9)</sup> 町誌 (来の由緒に言及しているが、 幕末 また初めて卜藏 が同家に 維新期を中 に慶安期 たたため 世 前 期 心とした 家 0 か 0 売券 ず 鉄 0) あ 本

関連して出 移はどうか、 そこに至ったのか、 鉄方法式段階の同家所持鉄山 的作業を行うことに 経緯をまずは明らかに 本稿では 一雲の製鉄史にとって重要史料の という観点で整理を進める。 さらに明 右 したい。 の証文類をもとに卜藏家の 同家の性格を検討するため 和年間までを目安にその 具体的には、 を基準とし、 また、 享保十 どのような経 つである 右の 鉄 年 Ш 作 松 後 0 取 業に 鉄 緯 基 0 得 汀. 推 111 ~ 藩 碟 0

は、 所 人・飯 持 旧 記 腰林から 自分持ち鉄山を中核 鍛冶屋を三軒半に限定するものであっ 石 を選定し、 郡二人・ ·史料的性格についても言及する。 享保の鉄方法式は、 の木炭買 神門郡 先納銀などを課すとともに、 い上 げ 領内の有力鉄師八人 権 周辺の他人持ちの鉄山 大原郡 また砂 人 鉄採取の た。 経営に失敗 それら鉄 鑪を 鉄穴をも 日や村 多 0 郡 民 師 L 所 ľ 力 員 Ŧī.

> K に 石

示 0

たように、

ح

0 1 心 飯

那だけ

が

他

0

になっ

7

Vλ

る 酡 仁多郡

が

図 中

郡

が 出

鉄

師

置

の

雲

0

に

変わり

ij

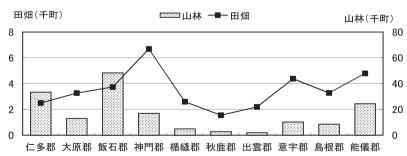
んはな

0

うに、 分し よる買 定の Ē 経営力を持 それまでの VΑ 鉄 る。 制 を廃 前 述 うに 0 ょ

111

者とい てられ 換し、 ŀλ Þ を定め、 資 屋 提に鉄師の売鉄制 至った鉄 、腰林 限り (源や砂鉄資源 一の数を固定して森林 さらに は、 た他人持ち鉄 元 えども買得 0 師 の ただし割り たもの 経営の安定化 Ш 鉄師株所 0 鑪 主の 成長を前 と考え の 配 鍛冶 に転 所 持 当 Ш



明治14年出雲10郡の田畑・山林面積(松江市街除く)

佐竹昭「鉄山の利用形態|「奥出雲町文化的景観調査報告書」(島根県奥出雲町教育委員会,2013) 図6-3-3を改変。

表1 享保11年,仁多郡鉄師別鉄山・腰林の配分

	村	上阿井村源兵衛		竹崎村孫三郎		大馬木村徳右衛門		大馬木村又右衛門		亀嵩町六兵衛					
村名	別鉄山数	鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山		腰林	鉄山	腰林
		自分	自分 他人	废件	自分	他人	<b>放作</b>	自分	他人	版作	自分	他人	版作	自分 他人	版作
上阿井	4	4		0								<u>.</u>			
高尾	6	3	1	$\triangle$					2	$\triangle$					
三成	2	1	1	0											
下阿井	2	1	1						1作	$\triangle$		:			
川内	1		1	0											
鴨倉石三沢組			0	0											
竹崎	6				3,2/3	2,1/3	0								
大呂	2				1	1	0								
八川	6					1		2		•	2	1	•		
樋野口	2				1	1	0								
加食	2					2	$\circ$					:			1作
下布施	2				2		0								
北原·尾原·槻屋·湯							$\circ$								
原口·稲田·横田							0								
大馬木	7							1	2	•	2	2	•		
小馬木	5							1	3	•	1		•		
雨川	2								2	0					
大谷	2								2	0					
下横田													0		
亀嵩	6													2,1/3 3,2/3	0
高田	1													1	0
琴枕	1								-					1	0
大内原	1													1	0
湯野原	1													1	0
佐白	2								1作	1作				2	0
八代	1									1作		:		1	0
郡·三所·下三沢												:			0
上布施·前布施										1作					0

「鉄山旧記」所収「仁多郡鉄山箇所分ケ帳」(『新修島根県史史料編2』島根県、1965年), 奥出雲町(旧横田町)所蔵の卜蔵家文書で補訂。△は一部、▲は共同利用を示す。1 作は現在の用益終了後に○印等の鉄師に移行する。佐竹昭「鉄山の利用形態」『奥出雲町文化的景観調査報告書』表6-3-1を一部修正。

表2 ト藏家へ配分の鉄山・腰林

		所持			
村名	鉄山名	「鉄山箇所分帖」 八 (B)	「追々御書出し写シ」 二 (A)	腰林	
竹崎村	芦谷鉄山	孫三郎,1/3大馬 木村徳右衛門	孫三郎	· 村中腰林	
	大畑鉄山	孫三郎	孫三郎		
	赤川鉄山	孫三郎	孫三郎		
	亀石鉄山	孫三郎	孫三郎	孫三郎鑪付	
	萬歳鉄山	竹崎村吉右衛門 · 利右衛門	竹崎村夫兵衛· 甚兵衛	VI	
	山郡鉄山	五反田村市郎右衛 門	五反田村太郎右衛 門		
大呂村	山奥鉄山	孫三郎	孫三郎	村中腰林孫三郎鑪付	
	福頼鉄山	大呂村六次, 五反 田村市郎右衛門	大呂村清左衛門 · 与一 · 次右衛門		
八川村	小八川鉄山	五反田村市郎右衛 門	五反田村太郎右衛 門		
樋野口村	鹿谷鉄山	孫三郎	中湯野村五吉,竹 崎村甚兵衛	村中腰林孫三郎鑪付	
	蔵屋鉄山	五反田村市郎右衛門	大呂村喜右衛門 与一, 五反田村太 郎右衛門		
加食村	加食村鉄山	加食村市郎右衛 門・又右衛門	加食村市郎右衛 門・仁兵衛	村中腰林, 只 今一作ハ六兵 衛, 重ては孫 三郎鑪付	
	大袋鉄山	加食村市郎右衛 門・又右衛門	加食村又右衛門 (仁兵衛ニ成) 市郎右衛門		
下布施村	坂水鉄山	孫三郎	上阿井村三郎左衛 門・馬馳村彦右衛 門	村中腰林孫三郎鑪付	
	瀧上鉄山	孫三郎	上阿井村三郎左衛 門・馬馳村彦右衛 門		
北原村 尾原村 槻屋村 湯 村				村中腰林孫三郎鑪付	
原口村 稲田村 横田村				村中腰林 孫三郎鑪付	

出典:「鉄山旧記」(『新修島根県史史料編2』)、A「享保11年出雲鉄方御法式并仁多郡中鑪附ヶ所訳追々御書出し写シ|B「仁多郡鑪鍛冶屋ケ所分帖|(ト藏家文書)で補訂

とはちがって山林面積が田畑面積の一〇倍を超え、山林資源

裏付けを示してい

競合し、より細かな調整が必要であったらしい。 れてい 屋二軒とされ、それぞれに鉄山・腰林・鉄穴の配分が定めら (杠家)・亀嵩町六兵衛の 特に仁多郡では、 (卜藏家)・大馬木村徳右衛門 (絲原家)・ る。 古くからの製鉄地域であったためか多くの鉄 上 厛 五人の鉄師のもと、鑪五ヶ所 并 村源兵衛 (櫻井 (家) 同村又右 竹 崎 村 師が 鍛冶 衛門 孫

表1は仁多郡の鉄山・腰林配分の概要を「鉄山旧記」所収表1は仁多郡の鉄山・腰林配分の概要を「鉄山旧記」所収表1は仁多郡の鉄山・腰林の部分だけを具体的に示した。の箇所分けによって示したものである。さらに表2に、ト藏を1は仁多郡の鉄山・腰林配分の概要を「鉄山旧記」所収

避けて通れないので、次章ではまずこの問題の解決にあたる。 ないようであるが、 た問題がある。これまでこの問題に言及した研究は見あたら 山のみ、その二種の間で所持者名が一部相違するとい ŋ Ш ただし、 (二と八、後掲表3参照)、しかも卜藏家に配分された鉄 腰林配分についてほぼ同内容の史料が二種収めら 所持 者名欄 享保期の に示したように 同家関係の鉄山を確認するには 鉄 Ш 间 記」には う困 ń てお 鉄 0

# (一章 「鉄山旧記」と享保鉄方法式の鉄山所持者名

その所在が確認できなかった。ころであるが、平成十四~十六年度の絲原家古文書調 者名が一部異なり、またいずれにもしばしば人名 多郡鑪ヶ所付追々御書出し写し」(後掲表3の二~六) いという憾みがある。「鉄山旧記写」の原本で確かめたい 誤記があって、厳密には享保十一年当時のそれを確定できな 両者ほぼ同内容ながら、卜藏家配分の鉄山においてのみ所持 によることになる。しかし、先述のように鉄山等の配 あるいは「仁多郡鉄山箇所分ケ帳」(同表3の七~九)の八 に限定する場合県史本とする)収載の「出雲鉄方御法式并仁 山旧記写」『新修島根県史史料編2』一九六五年、 るには、先の表1、2に用いた絲原家 さて、 鉄方法式における鉄 畄 腰林等の 「鉄山旧記」(原題 配分を具体 以 地 M査では 名等の 分では 下とく 的 に 知

容は県史本「鉄山旧記」と全く同じであり、しかも誤記が少教育委員会に保存されている。拝見したところ、たしかに内根元」と題する一本があり、高橋一郎氏はこれを「鉄山旧記」根元」と題する一本があり、高橋一郎氏はこれを「鉄山旧記」を記す。大呂楠家にはそれに該当するかと思われる「鉄山とを記す。大呂楠家にはそれに該当するかと思われる「鉄山また、県史本「鉄山旧記」には、表紙裏の記述として「大また、県史本「鉄山旧記」には、表紙裏の記述として「大また、県史本「鉄山旧記」には、表紙裏の記述として「大

#### 表3 「鉄山旧記」の構成と関連史料

構成	ア 絲原家旧蔵本,楠家本	イト藏家文書	ウ櫻井家文書	工絲原家文書	オ櫻井家文書	カ櫻井家文書
の順序	県史本「鉄山旧記」,「鉄山根元」		林制史本	鉄山旧記別本	「鉄方御法式 御書出写」	「往古ヨリ鉄方 御用留抜書」
_	鉄山の起源			1		史料一一
Ξ	A 表題のあとに、仁多郡 鑪付鉄山等の箇所わけ	A「享保十 一年午正月 出雲鉄方御	「享保十一 年午正月出 雲鉄方御法	無運上鍛 冶屋の由来		
三	「仁多郡鉄穴場所村分覚」(午三月)	法式并仁多	式并仁多郡			
兀	「仁多郡鉄穴場所村分之覚」(午三月)	郡中鑪附ヶ	中鑪附ヶ所			
五	「巳十二月御書出シ写」 (巳十二月二十一日・二十三日)	所訳追々御書出し写シ	訳追々御書 出し写シ」 ニ~六		1	史料二
六	「鉄方御法式御書出し」 (午二月五日)	二~六			2一筆申入 (正月十日)	史料六
七	B 表題のあとに、先納銀についての鉄師請書の覚	B「仁多郡鑪鍛			3	
八	「仁多郡鉄山箇所分ケ帳」 (享保十一年午正月十八日)	治屋ヶ所分帖」 (享保十一年午			4(内容省略)	史料四
九	「仁多郡鉄穴場所村分ケ覚」(午正月)	正月)七~九			5(内容省略)	史料五
+	「仁多郡中鉄穴鬮取番附極帳写し」				大吉、坂根鑪 の由来	大吉、坂根鑪 等の由来
<del>+-</del>	「鉄穴請代」「鉄穴御運上銀之事」					
十二	「鉄穴年々流番」(嘉永七寅年~)					

出典:本文のほか、イは注(16)、ウ・オ・カは注(20)、エは注(14)参照。

さらこ1・3頁4・・・・相当する史料名も卜藏家の旧蔵資料のなかに見える。相当する史料名も卜藏家の旧蔵資料のなかに見える。十と十二に などの ある。 るが、それはB史料の八と完全に一致する。 明した。 が貼られ、 二について、 A は A・B史料は卜藏家に伝えられたもので、むしろ「鉄山旧記」 に至って特定の目的から作成された史料である。 てみたものである。 分に分け、 その素材になった一つ一つの史料にさかのぼ のは幕末期のようである。 であるが、そのなかの年紀を参考にすると現行の姿になった はやはり二・八の両者の記載が不一 なく善本と思われる。 =「鉄山根元」) さらにA・B両者について精査してみたところ、 表3は、 鉄山旧 同じく七~九相当の部分を含む竪冊である。 「鉄山旧記」のうち二~六相当分をその順で含む竪冊 鉄山 しかもその貼紙の下を透かすと元の人名が読み取れ 記 新たにその上に人名が書き直されていることが判 イ欄以下に関係する史料をいくつか集めて対 ア欄で「 ト蔵家関係の鉄山所持者名の一 旧記 は、 の直接の素材に用いられた可能性が高 各種の史料を取り込んで一 そのうち、 鉄山旧記」の内容構成を便宜上 の二の部分は、 しかしながらト藏家の鉄山所持者名 右の問題を解決するには、 エ、オ、 致のままである 貼紙で修正されたのちの カはいずれも幕末期 すなわち県史本 部に押紙状に紙 つ てみる必要が 本にしたも 対してイの A史料 十二の むしろ 61

をそのまま写したものと想定することができる。所持者名を写し取ったもので、一方、八の部分はB史料の八

係の部分が後世修正され、それを「鉄山旧記」が受け継いで では鉄山所持者名にほとんど違いはなく、 まで述べたようにそうではなく、 容的にはAが先行し、Bがその再確認を行った史料にあた からなる。B史料七~九は、それに対して鉄師たちが応えた れる鉄山・腰林・鉄穴などの一覧と、享保十年十二月から十 しまったということである。 Bで訂正したかのようにみえる。 年二月にかけての鉄方法式に関する松江藩からの書付写し 内容面 AとBとの鉄山所持者名の相違は、一見してAの 配分された鉄山等の一覧からなる。したがって、 「からみると、A史料二~六は、 もともとA史料とB史料と しかしここでの事例 仁多郡の鑪 ただAの卜藏家関 に配 内はこれ 誤りを 一分さ 内

なった。

問題を考えてみる。所持者名)はいつごろのものなのか。先の表2に戻り、この所持者名)はいつごろのものなのか。先の表2に戻り、このでは、貼紙で修正された新たな鉄山所持者名(八と異なる

る。証人には同鉄山押立一本分(四分の一)の持主として馬屋(櫻井)源兵衛に年季売り(買戻)した証文が残されてい四三)に下布施村鉄山押立三本分(四分の三のこと)を可部四三)に下布施村鉄山押立三本分(四分の三のこと)を可部のなかに、竹崎村(卜藏)甚六・孫三郎が、寛保三年(一七のなかに、竹崎村(卜藏)甚六・孫三郎が、寛保三年(一七手がかりは下布施村の鉄山にある。実は櫻井家の証文写し

者名)は、享保十一年段階と考えて問題ないことも明らかに 水代売りと実質変わるところはなく、事実この証文をもっで永代売りと実質変わるところはなく、事実この証文をもって 要井家の資産に加えられている。表2二の欄のト藏家関係 で 表出所持者名は、少なくとも寛保三年以降のものということになる。そしてその修正以前の所持者名(二八の欄のト藏家関係 の鉄山所持者名は、少なくとも寛保三年以降のものというとになる。そしてその修正以前の所持者名(二八の欄の下布施村鉄山 馳村(村尾)彦三郎の名も見える。これが二の下布施村鉄山 馳村(村尾)彦三郎の名も見える。これが二の下布施村鉄山

まとめると、次のようである。考証を重ねたが、本稿の趣旨に即してこれまでの考察結果を以上、「鉄山旧記」の資料的性格に及んだためやや迂遠な

れた所持者名は享保期のものとみてよい。同じく七から九の部分はB史料が原史料に相当し、八に記さ修正後の寛保三年以降のものである(他は享保期のもの)。 と料が原史料の位置にあるが、卜藏家関係の鉄山所持者名は史料が原史料の位置にあるが、卜藏家関係の鉄山所持者名は東科が原史料の位置にあるが、卜藏家関係の鉄山所持者名は東科が原史料の位置にあるが、卜藏家関係の鉄山所持者名は東科が原文を表している。

料』掲載の「出雲鉄方御法式并仁多郡中鑪付ヶ所澤追々御書に示したように櫻井家にも伝えられていた。『日本林制史資る文書であったとも思われるが、修正後のA史料は表3ウ欄である。したがってこの史料はもともと卜蔵家内部で使用すところで、A史料の鉄山所持者名の修正は卜藏家関係だけ

次章では卜藏孫三郎自分持ちの鉄山を中心に個々の鉄山のでは二の記載によらず、八の記載によるべきであろう。では二の記載によらず、八の記載によるべきであろう。の史料は享保期のものとして用いられてきたのである。鉄方の史料は享保期のものとして用いられてきたのである。鉄方の・一蔵家関係三年以降のものであるが、戦前からこの鉄山所持者名は寛保三年以降のものである。当然ながら卜蔵家関係出寫」はそれを翻刻したものである。当然ながら卜蔵家関係出寫」はそれを翻刻したものである。当然ながら卜蔵家関係出

検討に進むことにしたい。 次章では卜藏孫三郎自分持ちの鉄山を中心に個々の鉄山

### 第二章 ト藏家の鉄山

が た際には藤七を称したこともある。 藏家の当主は享保の鉄方法式段階では孫三郎であるが、その や樋野口村とともに旧横田町の東北部一帯を占める。鉄師ト 伊川の最上流に位置 であった原鑪跡がある。 前後は甚兵衛を名乗る事が多い。 に歴代の墓地も残されている。少し山手には卜藏家の って同家の鉄山取得の経緯を検討する。 旧宅跡には船通山を背景にした美しい庭園、さらに近く 藏家は仁多郡竹崎 村 ト藏家の鉄山が集中する竹崎村は斐 鳥取県に接する地域である。大呂村 (島根県仁多郡奥出雲町) 一時期たたら操業を中止し 以下、 表2の順ににした が シ主力鑪 ~ -拠地

### 一) 芦谷鉄山(竹崎村)

芦谷鉄山の一部が卜藏市右衛門から徳右衛門に売却されてい が請書 るからである。 正した希な事例である。というのも、 る修正によるものではない。 三分の一は大馬木村 ト藏孫三郎持来りとし、B史料八では孫三郎自分持来りだが 享保十一年(一七二六)の鉄方法式の段階、 所持者が一部相違するが、 (B史料)を差し出す段階で現状に合わせて内容を訂 (絲原) これは先述のA史料の貼紙によ 鉄方法式が命じられた際、 徳右衛門持山とする。 実際に直前の享保九年、 A 史料二では

れている(200-14)。竹崎村が地下分を卜藏家に売却するの(村)のもので、残り半ヶ所が右の年寄二名の永代所持とさに大の直前の二十三日には、竹崎村庄屋と同村年寄庄右衛門・同忠右衛門との間で出入り解決のため「取替シ申一札之事」が作成され、「芦谷鑪山」の半ヶ所は土山共に永代に地下中が作成され、「芦谷鑪山」の半ヶ所は土山共に永代に地下中が作成され、「芦谷鑪山」とで、「芦谷鑪山半ヶ所」が銀札六八五)六月二十六日のことで、「芦谷鑪山半ヶ所」が銀札

売りした(254-5)。ただしこの時は忠右衛門自身からではな者忠右衛門が未進を出し、やはり甚兵衛に白銀六〇目で永代「元禄三年(一六九〇)九月には、先の芦谷山四分の一所持

に伴ってその内容を確定させたのであろう。

さて、芦谷鉄山が卜藏家の所持になったのは貞享二年

納めている。 地下中から甚兵衛に売却する証文を作成し、その代銀を藩にく「御公儀様(松江藩)より御潰なされ」たということで、

持となった。 持となった。 おの主右衛門がある者からト藏市右衛門に白銀五〇〇目で永代売りさ右衛門なる者からト藏市右衛門に白銀五〇〇目で永代売りされた(200-3-1)。これで芦谷鉄山はまとまってト藏一族のが発力に「芦谷鉄山壱ヶ所之内、押立壱本」として田反部儀

ただしこの四分の一は、先述のように享保九年に湯野廻(絲原)徳右衛門に新銀三貫九八〇目で永代売りされる(200-3-2)。先の徳右衛門に新銀三貫九八〇目で永代売りされる(200-表も見え、享保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が声名も見え、享保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が声名も見え、享保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が声名も見え、享保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が声名は、字保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が声名が、字保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が声名も見え、享保十一年の鉄方法式段階では、卜藏孫三郎が声名は、その後安永二年(一七七三)に再び湯野廻次郎吉から卜藏甚兵衛に文銀三貫目で売却され卜藏家の所持となっから卜藏甚兵衛に文銀三貫目で売却され卜藏家の所持となった(200-3-3)。鉄直段下落等で借銀のため書き入れされることもあったが、文化六年(一八〇九)には卜藏藤七の所持がともあったが、文化六年(一八〇九)には卜藏藤七の所持が

芦谷鉄山の位置については、宝永六年(一七〇九)の卜藏

確認できる(200-26-2)。

の一帯である。 
のー帯である。 
のー帯である。 
のー帯である。 
のー帯である。 
のー間である。 
のーののののののののではなりではないないをなる。

### (二) 大畑鉄山(竹崎村)

享保十一年(一七二六)段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山で 享保十一年(一七二六)段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山で この大畑山四分の一については新たに下地から分割してその 四至を定めている(267-5)。

合もいわば経営の権利・義務の分割であったが、やがて単な本来、たたらの操業と鉄山の所持は一体的で、分割する場

らない事情があったのであろう。営の失敗から、資産をこのようなかたちで確定しなければな明確にしておく必要が生まれてくる。おそらく市右衛門も経る燃料供給林として売買されはじめるとその領域も下地から

の入手を示す証文は残されていない。(孫三郎)らの留保分であったと思われるが、この山の最初三郎持来りの鉄山とされているので、残り四分の三は甚兵衛三郎持来りの鉄山とされているので、残り四分の三は甚兵衛

奥はりうね切より境ヶ谷伴吉山そね切」とある。 槙迄、 甚兵衛に永代売りされ、再び卜藏家に戻っている(200-5)。 モハ亀石川落合迄、西ハ山郡鉄山そねより杠之頭右之小迫大 衛門から卜藏甚兵衛に「立木一生」七年季で大炭用に渡され 東ハ亀石祖父ヶ谷之そねより亀石原喜々山そね水流切、 (頼母子の一種)の担保に入れた際の証文(200-10)では、 (200-6)、さらに安永四年(一七七五)には大呂村文十から 大畑鉄山の位置は、これを享和二年 なおこの四分の一も、 下モハ杠本谷川切、 明和四年(一七六七)に大呂村 南ハ船通路はりうね切、 (一八〇二) に志儀 北ハ山根 武左

## (三) 赤川鉄山、奥山鑪山(竹崎村)

衛門に家督分けされている。ある。先の大畑鉄山と同じく正徳元年に四分の一が卜藏市右ある。先の大畑鉄山と同じく正徳元年に四分の一が卜藏市右。享保十一年(一七二六)段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山で

と思われる。と思われる。と思われる。と思われる。と思われる。と思われる。鉄山証文には売却の際に古証文を添えまで伝えられている。鉄山証文には売却の際に古証文を添えま山古証文三通」と記され奥山鑪山のそれと貼り継がれた状鉄山古証文三通」と記され奥山鑪山のそれと貼り継がれた状ま川鉄山の最も古い証文は表題(貼紙)に「慶安弐年赤川

○目で竹崎村庄屋安兵衛に永代売りされている 田瀬兵衛、 部七太夫の裏書あり、200-1-1)。 銀二〇〇目で芦田瀬兵衛・同名長三郎に永代売りされた 門・五郎右衛門らが所持していた「奥山鑪并山川共ニ」が丁 慶安二年(一六四 十二月にはその「奥山中鑪壱ヶ所山川共二」が横田 同名助左衛門·治左衛門 九 十二月、 しかし万治元年(一六五 ト藏藤 ・三郎兵衛から丁銀 右 衛門 郎 町芦

働)から鍛冶屋山として瀬兵衛に下されたものであるが、立「竹崎村赤川山壱ヶ所山川共ニ」は、先年御公儀様(松江

衛あての文書が添えられ(200-1-3)、次のような事情が記さ

芦田助左衛門・芦田瀬兵衛から庄屋安兵

それにはもう一通、

穴がある細谷をも含んだようである。

直下で杠鉄山

さらに南西で山郡鉄山南端に接する。

先の芦谷鉄山

の北東に位置し、

東で亀石鉄山、

南の

また鉄山

n

ちが借用した仕入米三十四俵相当の鉄を取り立てて藩に上納 門・同与右衛門にとらせ立木が回復したら鑪山にするよう申 木を使い 立木半分を竹崎村庄屋安兵衛に渡すので、 公儀を相勤くれ候へと申定」め、立木半分の所を渡して 衛門に与えたが「我等手遠ク候ニ付、万事鑪之事きも し渡した。 してほしいという。その際 五郎右衛門と寄合で鑪を操業したが、 ・果たしたの 去年 (明暦三年) ち 土山 になって立木を瀬兵衛 **鑪奉行** は 中間惣左 に付け置いた小家作九 さらに自分たちの 衛 今年の春に山子た 阿 部 から いり御 助左 右  $\widehat{\vdash}$ 

たが、 もども引き取ってもらうことになったようである。 川 山 には卜藏家の鉄山として確認できる。 から鍛冶屋 右衛門の家も付けて渡すとしている。 文意が明確でないところもあるが、 を付けて(卜藏)五郎右衛門や竹崎 実は鉄生産に長けた一族ではなく、 山 (赤川 <u>山</u> を下されやがて鑪を操業しようとし 芦田 村庄屋に負債処理と 結局奥山 瀬 兵衛らは 正徳元年 .鑪 温山に赤 松江 藩

同年十 兵衛らから包丁銀二五〇目で春田七郎兵衛に永代売りされ、 衛門・同名長三 五二)八月、 この芦田氏は絲原家文書の中にもみえる。 月には三〇〇目で大馬木村吉兵衛に転売された。 同鑪山はさらに寛文四年 八川村の室瀧 郎 同右馬之助に包丁銀三〇〇目で永代売り Ш [が七右衛門ら五名から芦 (一 六六四) 慶安五年 六月に芦 田 二六 田瀬 助左

原家自分持ちの鉄山である。の吉兵衛は絲原家のことであり、享保の鉄方法式段階では絲

このような性格の武士出身者もいた。 携わっていたらしい。慶安年間に領主の支援もあってか横田氏改易後の松平氏時代には横田町に御免屋敷を持ち製鉄業に かけて結局それを手放している。 周辺で鑪山を買い集めたが、 実は、 芦田 氏は松 江藩京極氏時代の 先に見たように万治から寛文に 近世 横 前 田 |期の製鉄業者に 代官で あ ŋ, 京

(200-51-2)。

東側 二つの支流 ハ伯 とする四至記載は不審で、 瀧 とある。現在の地名では、 赤川鉄山の範囲は、 支流の · | | | | | | 誤記なのか、 杠鉄山にいたる。 南 上流が亀石、 の合流点 こハあかこう、 それとも奥山鑪山と赤川山が (落合) 東西は合致するが、 先の慶安二年奥 南西側支流の上流が大畑 斐伊川の上流、 西ハ大畑を限、 南北が逆転した方が理解 付近に赤川 畄 が位置し、 鑪山の四至では 亀石が赤川 斐乃上温泉の南 北ハ亀石切なり」 体化 か さらに しやす ら鳥上 より北 南 東

め理解しにくくなったのか、なお後考に待ちたい。

### (四) 亀石鉄山(竹崎村)

享保十一年(一七二六)段階で卜藏孫三郎持来りの鉄山で

式では一族を代表して孫三郎所持とされたようである。式では一族を代表して孫三郎所持とされたようである。大では一族を代表して孫三郎所持とされたようである。大では一族を代表して孫三郎所持とされた(267-13)。元禄十六年(一七〇三)七月には甚兵衛と六郎右衛門の半ヶ所がみえるので(下藏運兵衛家文書、奥出雲町教育委員半ヶ所がみえるので(下藏運兵衛家文書、奥出雲町教育委員半ヶ所がみえるので(下藏運兵衛家文書、奥出雲町教育委員学院)、享保十一年段階では両者の分割所持状態であったと思われるが、先の大畑山・赤川山と同様に享保の鉄方法では一族を代表して孫三郎所持とされたようである。

(一六七九) 八月にさかのぼることも判明する (254-4、山郡の壱ヶ所すべてではなかったかもしれない。家督分け後にあたる元禄二年 (一六八九) に別に亀石山四分の一が七郎右衛に永代売りされている (200-2)。しかもそのいずれかに付さに永代売りされている (200-2)。しかもそのいずれかに付さに永代売りされている (200-2)。しかもそのいずれかに付さに永代売りされている (200-2)。しかもそのいずれかに付さに永代売りされている (254-4、山郡の壱ヶ所すべてではなかったかもしれない。家督分け後にあの壱ヶ所すべてではなかったかもしれない。家督分け以前に甚兵衛が所持していた亀石山も本来なお、家督分け以前に甚兵衛が所持していた亀石山も本来

のが本来の亀石山壱ヶ所の規模であった可能性がある。七兵衛から籾ノ木助左衛門へ永代売り)。これらを含めたも

亀石鉄山の位置は、右の延宝七年の証文に「亀石山境目、亀石鉄山の位置は、右の延宝七年の証文に「上」は南にあたり、「下」は北で万歳鉄山との境にあたる。亀石は、斐乃上温泉付近から南西、船通山麓にいたる一帯で伯耆と境を接する。

年(一八一四)には亀石原鉄山も甚兵衛に年季売りされた(200-12-1)、さらに翌明和元年に卜蔵甚兵衛に永代売りされたが(200-12-2)、その後も転売されている。また文化十一たが(200-12-2) に竹崎与吉から和泉屋長五郎に年季売りされ近辺の山林として「亀石谷奥瀧之上両平」が宝暦十三年近辺の山林として「亀石谷奥瀧之上両平」が宝暦十三年

### (五) 万歳鉄山(竹崎村

歳山」内での生木伐採と新規開墾をしないと誓った一札があ は、 文の写しが伝わる(254-1)。寛文五年(一六六五) 衛門分を銀一五〇目で卜藏惣四郎・甚兵衛に永代売りした証 寛永十六年(一六三九)二月、 竹崎村の人々が惣兵衛・長三郎・吉兵衛・惣三郎に「万 「万年山」 のうち仲間 二月に 惣左

ことがはっきり確認できる。 おり(267-14)、卜藏一族が半分ずつ分割して所持していた 山半ヶ所が卜藏甚兵衛から卜藏六郎右衛門に家督分けされて (一六八七) 三月になって、亀石鉄山半ヶ所とともに万歳鉄 これらは卜藏家の所持を伝えるようであるが、 貞享四 年

る

(254-2)

と万歳利右衛門の所持で、 以上のことから、 されたが、 ヶ所が竹崎村惣三郎からト藏清左衛門・同名甚六に永代売り 右衛門」もいた。さらに延享四年(一七四七)に万歳鉄山半 万歳鉄山の所持者に卜藏家とは一線を画する「利右衛門」と に腰林を永代売りしていて(267-18)、卜藏一族の中には いう人物がいた。また、享保十九年に卜藏吉右衛門が孫三郎 の間で境目を定めた証文(267-15)では「卜藏甚兵衛」と ·万歳利右衛門」との間で証文が交わされており、このころ しかし正徳三年(一七一三)に大畑山・亀石山と万歳山と 山境持主に「万歳夫兵衛」がみえる(200-20)。 享保十一年段階の万歳鉄山は卜藏吉右衛門 のちにト蔵甚兵衛と万歳夫兵衛の 一吉

> をめぐる考察結果に合致する。 所持になったと考えて間違いなく、ここでも先の「 鉄山旧記

西は大呂村である。 位置は、 南が亀石鉄山と大畑鉄山、 北と東は 伯耆に接

藏家の鑪に販売する約束であった。 所持とされる。生産された大炭などは孫三郎鑪付きとしてト !様に孫三郎鑪付である。 竹崎村のもう一つの鉄山、 山郡鉄山は五反田村市郎 なお竹崎村の百姓腰林も 岩 衛門

#### 六 山奥鉄山(大呂村

同

ある。

享保十一年(一七二六)段階でト藏孫三郎持来りの

そのころは卜藏家の手を離れていたようである。 のちの明和の「山林証文写」には証文が収録されてい 〇〇目で卜蔵甚兵衛に売り渡され 十四年(一七〇一)にはその一部を除いてさらに丁銀一貫二 八三匁で雨川村仁兵衛に永代売りされた (200-13-1)。 あったが、その九右衛門らの分が公儀未進にあてるため銀五 衛門所持で、残りの十二分の十は九右衛門以下五名の所持で (一六八九)、伯耆との境に接する滝の上の十二分の二は善右 ったらしいが、その後六人の相持ちとなっていた。 この山は「大呂谷山」と称し、もともと十二人の所 ている (200-13-2)。 元禄二年 /持であ ない

に転売されている(200-16-4)。この二通は証文写しで伝わ に亀嵩村儀右衛門からト藏孫三郎に銀五〇〇目で永代売りさ (200-16-3), 方、 滝の上 一の鉄山については、 同十八年に孫三郎からさらにト藏長左衛門 享保十五年 (一七三0)

保たたら)が位置する地域である。 大呂村山奥鉄山絵図が残されている。鳥上木炭銑工場 奥鉄山の位置は、大呂村の山奥川沿い南北の山林であり、 (日刀

大呂村のもう一つの鉄山、福頼鉄山は大呂村六次と五

反田

W

るがその後も転々としたようである。

である。 鑪付であるが、 村市郎右衛門の所持で、大呂村腰林とともに孫三郎鑪付である。 八川村の小八川鉄山も五反田村の市郎右衛門所持で孫三郎 百姓腰林は大馬木徳右衛門や又右衛門の鑪付

#### (七) 鹿谷鉄山(樋野口村)

ある。 享保十一年(一七二六)段階でト藏孫三郎持来りの鉄山 で

関係で樋野口村の市郎左衛門も半分寄合であったらしい 門から銀八〇〇目で卜藏甚兵衛・惣兵衛に永代売りされた (200-17-1)。ただし正徳六年(一七一六)には、惣兵衛との 元禄十四年(一七〇一)十二月、雨川村の長吉・次郎 位置は村の北側、 亀嵩村と境を接する山中であ 右衛

> 三郎鑪付である。 は、 る。 離れていたようである。この村のもう一つの鉄山、 明和の 五反田村市郎右衛門の所持で、樋野口村腰林とともに孫 「山林証文写」に見えず、そのころト藏家の手を 蔵屋

の伊豆屋六兵衛の鑪付であるが の所持であるが孫三郎鑪付で、 る。 加食村鉄山・同大袋鉄山は、加食村市郎右衛門・又右 加食村の腰林は現状では亀嵩 以後は孫三郎鑪付とされて 衛門

## 〔八〕 坂水鉄山・瀧上鉄山(下布施村)

ように櫻井家文書によって証明されたところで、その時期は になったということであるが、これはすでに第一 保十一年当時は孫三郎所持で、そののち三郎左衛門らの所持 持ちとする。先の「鉄山旧記」についての考察に従えば、 左衛門・馬馳村彦右衛門所持とし、B史料八では孫 享保十一年(一七二六)段階、A史料二では上阿井 章で述べた 三郎自分 行村三郎

に集中していたのに対して、この鉄山は西の旧木次町 わけはどう考えればよいのであろうか。 (雲南市木次町)に位置し、かなり離れた位置にある。 ところで、これまでのト藏家関係の鉄山が旧横田町 東南端 東 北

寛保三年(一七四三)のことであった。

0 腰林に限って孫三郎鑪付とされているからである。実は両者 下布施村以外に北原・尾原・槻屋・湯の各村などその近辺の であったものを孫三郎が買い受けたのではないかと思われる。 離れているが、 野村は旧大東町(雲南市大東町)に位置し下布施村とも少し その鑪を孫 村七右衛門は近年鑪を吹き損じて潰れてしまい、とりあえず 関係はもう少しさかのぼる可能性がある。 事によると、 三郎が懸かり受けすることになったという。 おそらくこの両鉄山についても七右衛門 大原郡で鑪株を予定されていた上久野

うでないとしても経営に苦しむ上久野村七右衛門が潰れ 郎右衛門」は右の「七右衛門」と同一人物かもしれない。 郎右衛門が支払えないという文書も残る(267-23)。この「七 衛門に年季売りされた塩田村鉄山はその一つである(267-原郡塩田村からト藏喜兵衛・四郎兵衛と上久野村長沢七郎右 いものも収められている。 藏家所持であったが後に売却され、証文正本が今に伝わらな し前から卜藏家は大原郡に進出していたことになる。 明 ?和期成立の「山林証文写」(267) には、そのころまでト 翌享保二年には卜藏家と寄合所持のつもりが代銀を七 正徳六年(一七一六)閏二月、大 る少

でも知られるように、 藏家は、 大原郡の鉄山経営にも享保の鉄方法式より以前から 能儀郡荒島村 享保期には遠隔地での開発にも尽力し (安来市荒島町)のト藏新田 開発

山に即して検討した。

第二章では、卜藏家の鉄山集積の過程について、

個々の

鉄

馳村の山主やこの地域に大きな影響力をもつ櫻井家が改めて 進出を試みていた可能性は高い。 ..鉄山を買得することになったのである。 しかしその後は、 近隣の

### むすびにかえて

両

経緯について整理してきた。 法式段階で自分持ちとされた鉄山を中心に、その鉄山 以上、 ト藏家に伝えられた鉄山証文によって、 享保

その際、鉄方法式段階において、ト藏家関係鉄山

は

防持者

できた。今後はこのことに充分留意するべきである。 鉄山の所持者等の推移を具体的に検討した際にも改め であることが明らかになった。そのことは、 寛保三年以後の所持者名 表3の八、卜藏家B史料)であるが、もう一方は少なくとも を記した史料は、一方は享保十一年段階の所持者名 かに「鉄山旧記」の誤りを訂正できる史料を発見し、 章でその解決に当たることにした。幸いにも卜藏家文書のな 名が確定できていないという困った問題があり、 鉄山旧記」などに収載された二種の鉄山・ (表2・表3の二、 腰林の箇所分け 第二章で個々の ト 藏家 A 史料 まずは第一 . 県史本 (表2・

ある。 応し 率的に鑪・ にすでに竹崎・大呂・樋野口各村を中 唆している。 はり元禄期が中心であって新しい専業的鉄師という性格 亀石鉄山 まず買得の時期に 竹崎村を中心に鉄山経営を展開していたこと、それ 13 (一 六八五 地域の鉄山買得となっている。 鍛冶屋を稼働させる経営が成立しつつあったので 元禄十四 それらは後の鉄方法式で自分持ちとされ の芦谷鑪山、 つい 年の山奥鉄山や鹿谷鉄山などがあり、 て、 証文で確認できるものでは 元禄 二年 -心に鉄山を集積し、 つまり、 (一六八九) からの 鉄方法式以前 に相 を示 貞享 効 Ш

屋や上 るが、享保の鉄方法式以降はそれに歯止めがかかり、 分家の並立と寄合吹きは、 0 みられないようであ ト藏家にお |操業では寄り合い吹きを行うなど再結集もはかられ なお資産の細分化も進んだようである。 方、 鉄山・腰林・鉄穴を一族に分割する動きも見られ 綿 :屋の資産が長右衛門家に集約され一本化されている。 貞享四 いても、 年や正徳元年 鉄方法式以後は新たに大きな家産分割は 田部家 (一七一一) には家督分けを実 (綿屋) においても見られ 家督分けや一 頓 てい 原綿 族 鑪 る

法式との関係で検討してみるべきであろう。 こうしてみると分割相続から単独的な相続 以上は先の絲原・ 櫻井 田部など三家と共通する側 の推移も鉄方

n 関

である。 しかし大きく異なる面もあ ó

面

営が行われていたということも考え合わせてみたい ての鉄山所持、 のであろうか。 な鉄山をいくつか所持するト藏家の性格はどう考えればよい 存の証文正本より古い買得を伝える証文は収録されていない。 明和期成立の同家 そも所持するに至った経緯を明示する証文が残されていない。 亀石・万歳などの鉄山は一部の買得の事情はわかるが、 かるのは芦谷・山奥・鹿谷などの鉄山であり、大畑 一方、卜藏家の場合、 では吉田村大次米鉄山など、せいぜい一ヶ所程度にとどまる。 大馬木村大原鉄山、櫻井家では上阿井村古木地谷山 本源的に所持してきた可能性を示唆する鉄山は、 ついて買得証文が伝えられてい もし当初から証文を備えていなかったとすると、そのよう 一家の場合、 先述のようにいずれもほとんどの所持 初めにも述べたように、 あるいは村の上層民の寄合所持として鉄 「山林証文写」の段階にさかのぼっても現 証文によって買得のことがは る。 買得証文がなく 近世初期には 絲 · 赤川· っきりわ 原家では 村とし 鉄 田 山経 わば Ш

連署がある。 の売却に卜藏姓三名が所持者としてみえるほか多く わり、 は再び卜藏家の所持となっている。 藏家の場合、 しかもその後芦田は竹崎村に鉄山を売却 さらに芦田 例えば、 の鑪操業には 慶安二年奥山 村に課された製鉄を扫 なおト藏五郎 鑪山 .. の 芦田 やがてそ 0) 瀬 右衛門が 村 兵衛 民の

していくという道筋がみられる。そのような場合、 ど有力者がそれを引き受け、その結果彼らの私的所持に移行 られるが、 ろうか。近世初頭には村としての鑪山の所持・経営が広くみ う村の有力者として、ト藏家の性格を理解するべきでは 藩への諸負担を欠くような場合、まずは村役 当初は明 なか

確な売買証文が存在しないことも考えられよう。 一藏家の場合は、村の有力者として近世初頭から村の鉄

の鉄師の事例も含めて今後とも検討を続ける必要がある。 ちろん証文散逸の可能性もないわけではないので、さらに他 少し類型の違う鉄師として理解できるのではなかろうか。も業的鉄師への仲間入りをはたしていくという、先の三家とは 経営に従事し、やがて元禄期には技術力・経営力を持った専 本稿では、卜藏家伝来の鉄山証文から、 同家の所持鉄 Ш

なかで卜藏家の特色にまで及ぶことになった。 て「鉄山旧記」の史料的検討を行い、さらには出雲の鉄師の 明らかにすることをまずは目的としたが、その前提作業とし つ一つについてその取得の経緯や位置など、 基本的な な事 項を

このようなところにも読み取ることができる。これまで個別 てきたが、 いものがある。 、鉄師ごとに鉄山集積の状況を明らかにする作業を積み重ね それにしても元禄期の鉄山集積のエネルギーにはすさまじ たたら製鉄と木炭など資源利用をめぐる鉄師ごと 列島における鉄需要の拡大と生産の伸張は、

> はそれにどう対応し、また地域住民の暮らしはどう関わって るよう努めたいと思う。 たのか、 地域的すみ分けが、 地域的ひろがりのなかでさらに具体的に提示でき いつどのようにして形成され、 藩権力

0

#### 注

Ш

1 が をも含む。なお古くは「鑪山」と表記され元禄期には「鉄山」に変わる 味する場合もあり、本稿でも鉄山経営などと記す場合はそのような意味 味し、ここでもそれに従う。ただし一般に鑪と高殿すなわち製鉄所を意 史料上の (後掲注22参照)、便宜上本文中では鉄山を通して用いる 「鉄山」の語は松江藩領では通常製鉄用の木炭供給林を意

2 二九七頁 小野武夫「出雲の三名族」(『日本兵農史論』有斐閣、 一九三八年

(3) 山田盛太郎『日本農業生産力構造』第一部第二項

(岩波書店

九

六〇年) 五〇頁

4 野地方を中心として―」(『社会経済史学』四四―三、一九七八年)、 試みたものに、 家の由来とたたら製鉄業の展開」(同編著『松江藩鉄師頭取田部家の研 田部家を中心とした出雲の鉄師についての研究史は相良英輔 島根大学、二〇〇九年) 中尾鑛「たたら製鉄における鉄山の利用構造-参照。 鉄山所持の類型的把握や法的検討を ―伯耆の日 一田部

研究会、一九八三年)などもあるが、鉄山取得の経緯を明らかにする課 谷開作「鉄山師による土地集積の法的過程」(『日本製鉄史論集』たたら

(5) 鉄山証文の調査をふまえた田部家鉄山集積の具体像については拙稿 実―島根県仁多郡奥出雲町の2事例による検討―」(『専修大学人文科学 文学研究科論集』七二、二〇一二年)がある。機会を得て再考したい。 その後山崎一郎「十七~十八世紀前期、松江藩の鉄山政策と鉄山業の展 員会、二○○六年)がある。なお拙稿cで略述した先納銀制に関連して、 録―田部家文書調査報告書― (上)』島根県雲南市教育委員会、二〇一 と木炭消費等についての概要は拙稿d「里山利用と獣害」(水本邦彦編 研究所月報』二二八、二〇〇七年)がある。鉄山集積過程やたたら製鉄 また村落社会の観点から松尾容孝「たたら地帯における村落の開発と充 と労働者飯米―出雲国田部家の「養米」を中心に―」(『広島大学大学院 開」(『史学研究』二六七、二〇一〇年)、中山富弘「近世たたら製鉄業 研究と文書目録―櫻井家文書悉皆調査報告書―』島根県奥出雲町教育委 ○五年)、同c「櫻井家の資産形成過程と鉄山証文」(『櫻井家たたらの 書目録―絲原家文書悉皆調査報告書―』島根県横田町教育委員会、二〇 『環境の日本史4人々の営みと近世の自然』吉川弘文館、二〇一三年 a 「田部家の鉄山集積過程と鉄山証文」(『田部家のたたら研究と文書目 一年)参照。また拙稿b「絲原家の鉄山証文」(『鉄師絲原家の研究と文

いう側面を強調しておきたい。

題は残されたままであった。

- (7) 土井作治 明・高橋一郎らによる『横田町誌』(一九六八)編纂の成果を継承し、 術の社会史5採鉱と冶金』日本評論社、一九八三年)。土井は、 ら研究会、一九八三年)。同「近世たたら製鉄の技術」(『講座・日本技 「松江藩の鉄山政策と製鉄技術」(『日本製鉄史論集』たた
- 師たちが買得によって集積してきた実態に依拠し、それを体制化したと えるが、藩が一方的に鉄山・腰林等を割り当てたのではなく、すでに鉄 たのが鉄方法式であるとした。筆者も同様に経営基盤の安定化政策と考 た特定の鉄山経営者を選んで政策的に経営基盤の強化・独占をはからせ

て生産が伸張するのは元禄・享保期であると論じ、ようやく成長してき 営に移行したこと、しかし送風装置に天秤吹子を用いた高殿鑪が普及し 近世初頭に中世的な鉄山経営は否定され、近世的な村落上層民による経

(8) ト藏家文書は同家から旧横田町に寄贈され現在は奥出雲町教育委員 仮の細分番号を付し(200-1-1,267-4などと表記)典拠とした。その番号 正本がない場合に限って参照する。そこで本稿では右の整理番号に加え らない限り証文正本)、また明和期成立の「山林証文写」(竪冊267)も 鉄山証文については複数文書一括の場合があり(200.254など、特に断 は卜藏(本家)をさすので省略し、小分類番号のみ使用した。ただし、 書には整理番号を記したラベルが付されている。本稿では、大分類番号 会の所蔵である。以下特に断らない限りト藏家文書はこれによる。同文 会が今後得られることを念じている。 を付した目録や鉄山証文(後述の鉄山箇所分け史料も)の翻刻刊行の機

(6) 前掲注

5

- (9)横田町誌編纂委員会『横田町誌』(横田町、一九六八年)三五八頁。
- (10)高見誠司「幕末・明治期における鉄山経営―ト蔵家を中心に―」

「幕末・維新期における鉄山経営―出雲国仁多郡卜蔵家を中心に―」(『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂出版、二〇〇八年)。同

(11) 前揭注 (7) 参照。

(『島根史学会会報』三五、一九九九年)。

林の配分図を右拙稿の図6-3-5に提示しているので参照していただけのような表はすでに前掲注(7)土井論文にも掲出されているがここでのような表はすでに前掲注(7)土井論文にも掲出されているがここで奥出雲町教育委員会、二〇一三年)一二四頁表6-3-1を一部修正。こ奥出雲町教育委員会、二〇一三年)一二四頁表6-3-1を一部修正。こ

(島根県立図書館所蔵)。

根県立図書館所蔵)に収録されているがすでに誤記がある。(13)「鉄山旧記写」の筆写本は「旧島根県史編纂資料近世筆写編の」(島

ればと思う

工欄)は翻刻されている(『鉄師絲原家の研究と文書目録』史料二「鉄(14) 冒頭の鉄山の起源の部分(表3の一相当)だけを記した別本(表3

(5) 拙稿b、c参照。

- 山旧記」、横田町教育委員会、二〇〇五年)。
- (15) 前掲注(9) 『横田町誌』二六八頁。
- し」(265)、B「仁多郡鉄山箇所分ケ帳」(81)。 (16) 卜藏家文書、A「出雲鉄方御法式并仁多郡鑪ヶ所付追々御書出し写
- 収「明治四十二年六月仁多郡役所ヨリ砂鉄採取及製鉄業ノ起源沿革調査(17)「旧島根県史編纂資料近世筆写編241」(島根県立図書館所蔵)所

中来リ其答申書ノ写」の参考書目録参照。

(18)櫻井家文書「三代目家督証文写手鑑 下」下布施村部。

(19)鉄山証文の諸類型については注(5)拙稿aで整理を試みている。

- 家部分一丁脱)が知られる(「旧島根県史編纂資料近世筆写編244」なお表3オ・カ欄に示したように櫻井家所蔵史料「往古ヨリ鉄方御用留抜れる。カについては鳥谷智文「櫻井家所蔵史料「往古ヨリ鉄方御用留抜よる。B史料については鳥谷智文「櫻井家所蔵史料」(往古ヨリ鉄方御用留抜よる。B史料については鳥谷智文「櫻井家所蔵史料」(在古ヨリ鉄方御用留抜まる。B史料についてはほかにも温泉村稲村太一郎蔵本(復写版は卜藏)の、一九三二年)七三~八四頁。
- ぼり、高殿鑪成立時期が早まることを想定させる。これについては前掲を押立一本などと表記したもの。その例は意外に古く万治年間にさかのことで、鑪山一ヶ所の権利・義務関係を分割表記する際にその四分の一ことで、鑪山一ヶ所の権利・義務関係を分割表記する際にその四分の一に(21) 影山猛「西伯耆鉄山慣用語」(『伯耆文化研究』二、二〇〇〇年)に
- 売買にとどまる。やがて、天秤吹子が普及して木炭の需要が伸張し、鑪のであり、分割・売買された場合も実のところ権利・義務関係の分割・四把握しそれを諸賦課の単位とした。鑪の操業と山林所持は不可分のもった場とそれを諸賦課の単位とした。鑪の操業と山林所持は不可分のも本に、慶安の買鉄制実施に際して山林所持と鑪操業のまとまりを一つ一連は、慶安の買鉄制実施に際して山林所持と鑪模業のまとまりを一つ一連は、慶安の買鉄制実施に際して山林所持と・「大学の書館がある。」という問題がある。

への表記の変化とも対応する。というでは、実践の変化とも対応する。その変化は元禄期からと想定され、史料上の鑪山から鉄山と、むしろ下地からの境界を細かく定めて山林として分割・売買されるの操業とは別に山林が木炭供給林として盛んに売買されるようになるの操業とは別に山林が木炭供給林として盛んに売買されるようになるの操業とは別に山林が木炭供給林として盛んに売買されるようになるの

- (23) 前掲注(5) 拙稿b参照。
- 帳」(広島大学図書館、中国五県土地・租税資料文庫)。 (24) 前掲注(9)『横田町誌』二四四頁。「慶安元年仁田郡横田町御検地
- (25) 大原鉄山は貞享四年(一六八七)にゆのさこ彦兵衛からゆのさこ吉 長衛に売却した証文が存在する。しかし一族内での売買であり彦兵衛が 長衛に売却した証文が存在する。しかし一族内での売買であり彦兵衛が 長衛に売却した証文が存在する。しかし一族内での売買であり彦兵衛が がの証文や元禄六年の同族内での売買証文を伝えるがやはり最初に入 手した経緯がわからない。古木地屋山は後世の資産目録に見られるがそ 手した経緯がわからない。古木地屋山は後世の資産目録に見られるがそ 手した経緯がわからない。古木地屋山は後世の資産目録に見られるがそ 手した経緯がわからない。古木地屋山は後世の資産目録に見られるがそ 手した経緯がわからない。古木地屋山は後世の資産目録に見られるがそ
- (26) 鉄師の類型的把握については、中世的土豪型(田部家などをさす)から新興前期商業資本家へというとらえ方があった(向井義郎「中国山から新興前期商業資本家へというとらえ方があった(向井義郎「中国山から新興前期商業資本家へというとらえ方があった(向井義郎「中国山から新興前期商業資本家へというという批判がすでにある(土井作治「近世期鉄生産における藩・鉄師と農民の対抗」『歴史評論』三五〇号、「近世期鉄生産における藩・鉄師と農民の対抗」『歴史評論』三五〇号、「近世期鉄生産における藩・鉄師と農民の対抗」『歴史評論』三五〇号、「近世期鉄生産における藩・鉄師と農民の対抗」『歴史評論』三五〇号、「九七九」。これまで述べてきたように、筆者は緑原家・世界の大学出版を表す。

う位置づけるかについてはなお今後の課題である。の大催職の後裔とも目される鉄師杠家の検討も含めて、歴史的性格をどの有力者から成長するやや異なった類型としてとらえたが、中世横田荘

た奥出雲町教育委員会には資料調査等にご高配いただき感謝申し上げる。本稿はJSPS科研費二四五二○七五四の助成を受けたものである。ま